**支払督促**

支払督促は　　　　　　　・金銭その他の代替物等の請求のみ（将来履行期を迎えるものは除く。）

　　　　　　　　　　　　・相手方から異議が出ると、訴訟手続に移行します。

書類の作成について　　　・裁判所は中立・公正な立場ですので，主張や法律構成に関するアドバイスはできません。法テラス、弁護士又は司法書士にご相談ください。

**提出書類一覧**

注意：郵便料金は，申立書の枚数によって料金が変わる場合があります。

□**支払督促申立書１部**　　　　□「当事者目録」と　　　　　　□長形３号の封筒　債務者数＋１枚

□**収入印紙**（消印はしない）　　「請求の趣旨及び原因」の　　□郵便**切手　1,204円**分×債務者数

　　　　　　　　　　　　　　　　コピー各１部　　　　　　　　 　　　　　 **84円**1枚

請求の趣旨及び原因　　　　　捨印　　　 （余白に押印のないもの）　　□官製**ハガキ** 債務者数と同じ枚数

　　　　　当事者目録　　　　 請求の趣旨及び原因

　　支払督促申立書 当事者目録 切手 債 切手 債

務　　　　 権

印紙 債権者 者 者

 宛 宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　　　　　 名

債権者　　　　　　　　　　　　　　　　 債務者　　　　　　　　　　　　 【債務者ごと作成】

千葉　簡太　印

　　　　　**１**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**２**　　　　　　　　　　　　　　　　　ハガキ

【各葉に**頁数**（丁数）を記入】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 債権者の宛名

※**（債権者もしくは債務者が法人のとき）**

□当該法人の**登記事項証明書**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【債務者の数分作成】

**手続きの概要**

 債権者に発付通知　　　送達結果はハガキで連絡

申立書 提出

支払督促発付布

仮執行宣言申立※１

 普通郵便 ２週間経過

　　　　　　　　　　債務者に正本送達　　　送達 異議申立

　　　　　　　　　　　　　特別送達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　不送達　　再送達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※２　　　　　　　　　　訴訟手続へ

※１･･･ 仮執行宣言の申立てを、支払督促正本が送達されたのち、２週間経過後から３０日の期間内に行わないと、支払督促が失効します（支払督促の法的効果がなくなります。）。

※２･･･ 不送達の内容によっては，何もしないでいると，２か月の経過により取下擬制となって，手続が終了してしまうことがあります。　　　　　　問い合わせ先　千葉簡易裁判所支払督促係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　０４３－３３３－５２９０（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒260-0013　千葉市中央区中央4-11-27

督促異議の申立てによって，訴訟手続移行の効果が生じたときには，債権者（原告）に手数料の追納義務が生じます。（原則：支払督促申立手数料の額と同額の収入印紙及び６０００円分の郵便切手）

**仮執行宣言申立て**（強制執行の申立てに必要な債務名義を得る手続）

**提出書類一覧**

注意：郵便料金は申立書の枚数によって料金が変わる場合があります。

□**仮執行宣言申立書１部**

□**請書**（日付欄は記入しない） □**郵便切手　1,204円**分×債務者数

□**債権者の宛名を記入し94円切手を貼った封筒1通**

　　　 □**債権者の宛名を記入した官製ハガキ**　×債務者数と同じ枚数

　　　　　　　　　　←捨印

**仮執行宣言の申立書**　　　　　　　 切手 債　　　 切手 債

 　　　　　　　　　　務　　　　　　 権 ハガキ

　　　　債権者　　　　　　　　　　　　宛　者　　　 　 　宛　者 債権者

　　　　千葉　簡太　印　　　　　　　　　 名 の　　 　 名　の の宛名

　　 　　**請書**（受領書）　　　　　　　　　　　 【債務者の数分作成】

 令和　年　月　日　　　　　　　　　　　　　【債務者ごと作成】

　　債権者　千葉　簡太　　印

**手続きの概要**

強制執行申立可能※４

債権者に正本送達

仮執行宣言申立

　　　　　認容　　　　　　　普通郵便※２　　送達

　　　　　　　　　　　 債務者に正本送達　　　※３　　　　　　　　　異議申立

　　　　　却下　　　　　　　特別送達

　　　　　※１　　　　　　　　　　　　　　　不送達　　再送達　　　　訴訟手続へ

※１･･･失効または取り下げ擬制により支払督促が終了している場合などに，却下されることがあります。

※２･･･事前に請書（受領書）を提出していただいている場合，９４円切手により普通郵便で送付します（上記提出書類一覧表の記載）。
これと異なり請書の提出をされない場合には、債権者に対しても特別送達によりお送りしますので，上記の９４円切手ではなく、１２０４円分などの切手が必要になります。

※３･･･債務者に正本が送達されれば，債務者からの異議の有無にかかわらず（仮執行宣言付支払督促が確定する前であっても）、債権者は強制執行の申立てをすることができます（債務者からの異議なく送達から２週間が経過すると、仮執行宣言付支払督促は確定します。）。

※４･･･強制執行の申立てをする際には「送達証明書」を添付する必要がありますので交付申請をしてください。（手数料：１証明事項につき収入印紙１５０円）

問い合わせ先

　支払督促の申立てをした簡易裁判所へ

　お問い合わせください

督促異議の申立てによって，訴訟手続移行の効果が生じたときには，債権者（原告）に手数料の追納義務が発生します。（原則：支払督促申立手数料の額と同額の収入印紙及び６０００円分の郵便切手）